

令和7年秋季宇部・山陽小野田消防組合火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2025年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

3 実施期間

令和7年11月9日（日）から11月15日（土）までの7日間

4 重点実施事項

（1）地震火災対策の推進

ア 地域における火災予防の推進を図る。

イ 感震ブレーカーの普及促進を図る。

（2）住宅防火対策の推進

本消防組合管内では、昨年1年間に57件の火災が発生した。

火災種別でみると建物火災が32件と最も多く、また建物火災のうち、15件が住宅・共同住宅・併用住宅での火災であった。

このような状況を踏まえ、住宅における出火防止や火災の拡大防止対策を徹底し、「逃げ遅れ」による死者の発生を防止するため、以下の取組を推進する。

ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、点検方法等の広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進を図る。

イ カーテンやじゅうたん等の防災物品、寝具や衣類等の防災製品の普及促進を図る。

ウ 安全装置が設置された暖房器具、調理器具等の普及促進を図る。

エ たばこ火災に係る注意喚起広報を実施する。

オ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進を図る。

カ 電気火災の危険性に係る注意喚起広報を実施する。

（3）林野火災予防対策の推進

令和7年2月の岩手県大船渡市における林野火災をはじめとして、全国各地で林野火災が発生しており、本消防組合管内においても山林部を有していることから、林野火災の発生を防止するため、以下の取り組みを実施する。

ア 林野周辺住民、入山者の防火意識の高揚を図る。

イ 火災警報発令中における火の使用制限の指導を徹底する。

ウ 火入れに際しての手續等の指導を徹底する。

エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導を実施する。

5 推進実施事項

(1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 消防用設備等点検結果報告書未提出対象物に対する指導を徹底する。
- イ 防火管理者未選任対象物に対する指導を徹底する。
- ウ 旧規格消火器設置対象物に対する指導を徹底する。
- エ 飲食店・ホテル・旅館等における防火安全対策を徹底する。
- オ 有床診療所・病院等における防火安全対策を徹底する。
- カ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策を徹底する。
- キ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組を推進する。
- ク 直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び消防法令違反是正指導を徹底する。
- ケ 文化財建造物等の防火安全対策を徹底する。
- コ 発電施設における防火安全対策を徹底する。
- サ 違反のある防火対象物に対する是正指導を推進する。

(2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

- ア 充電式電池に関する注意喚起広報を実施する。
- イ ガストーチバーナーに関する注意喚起広報を実施する。

(3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

本消防組合管内においても、地域のイベントや祭り等の多数の者が集合する催しが多く開催される。そのようなイベント等で火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあることから、積極的に現地に赴き、以下の取組を実施する。

- ア 催しを主催する者に対する指導を徹底する。
- イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導を徹底する。

(※) URL : https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento256.html

- ウ 火気器具を使用する屋台等への指導を徹底する。
- エ 照明器具の取扱いに係る指導を徹底する。

(4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 住宅密集地等、延焼拡大の危険性が高い地域を中心に火災予防対策や警戒の強化を図る。
- イ 乾燥注意報や強風注意報が発表された場合等において、地域住民に屋外での火の取扱い等について注意を促す等、火災予防広報を実施する。

(5) 放火火災防止対策の推進

- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」(平成17年1月)(※)を活用した「放火されない環境づくり」を図る。

(※) URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post22.html>

- イ ガソリンスタンドにおけるガソリンの容器への適切な詰め替え販売の徹底を図る